

様式第2号

令和4年5月10日

出光興産株式会社北海道製油所  
所長 山岸 孝司 殿

苫小牧労働基準監督署長



開放検査周期（2年）認定通知書

令和4年4月25日付けで開放検査周期（2年）認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定したので通知する。

記

- 1 事業場名  
出光興産株式会社北海道製油所
- 2 所在地  
苫小牧市真砂町 25 番地の 1
- 3 認定したボイラー等  
ボイラー10基 (No.519, No.520, No.891, No.1012, No.1013, No.1116, No.1002, No.1003, No.1004, No.1111)  
第一種圧力容器 79基 (No.1657, No.1658, No.1031, No.1032, No.1033, No.1454, No.325, No.326, No.924, No.926, No.928, No.327, No.329, No.935, No.331, No.328, No.1716, No.1717, No.1718, No.1393, No.1394, No.1395, No.1396, No.1397, No.1398, No.1401, No.1402, No.1403, No.1404, No.1405, No.1421, No.1447, No.1448, No.1730, No.1360, No.1361, No.1362, No.1363, No.1364, No.1365, No.1366, No.1367, No.1368, No.1369, No.1370, No.1371, No.1372, No.1373, No.1374, No.1375, No.1376, No.1377, No.1378, No.1379, No.1590, No.1591, No.1592, No.1593, No.1659, No.1406, No.1407, No.1408, No.1385, No.1386, No.1387, No.1388, No.1382, No.1383, No.1384, No.1389, No.1390, No.1391, No.1392, No.1668, No.1669, No.1670, No.1731, No.353, No.826)
- 4 認定の有効期間  
令和4年5月13日 より5年間

備考

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（判決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第2号

令和4年5月10日

出光興産株式会社北海道製油所  
所長 山岸 孝司 殿

苫小牧労働基準監督署長



開放検査周期（4年）認定通知書

令和4年4月25日付けで開放検査周期（4年）認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定したので通知する。

記

- 1 事業場名  
出光興産株式会社北海道製油所
- 2 所在地  
苫小牧市真砂町 25 番地の 1
- 3 認定したボイラー等  
ボイラー10基 (No.519, No.520, No.891, No.1012, No.1013, No.1116, No.1002, No.1003, No.1004, No.1111)  
第一種圧力容器 79基 (No.1657, No.1658, No.1031, No.1032, No.1033, No.1454, No.325, No.326, No.924, No.926, No.928, No.327, No.329, No.935, No.331, No.328, No.1716, No.1717, No.1718, No.1393, No.1394, No.1395, No.1396, No.1397, No.1398, No.1401, No.1402, No.1403, No.1404, No.1405, No.1421, No.1447, No.1448, No.1730, No.1360, No.1361, No.1362, No.1363, No.1364, No.1365, No.1366, No.1367, No.1368, No.1369, No.1370, No.1371, No.1372, No.1373, No.1374, No.1375, No.1376, No.1377, No.1378, No.1379, No.1590, No.1591, No.1592, No.1593, No.1659, No.1406, No.1407, No.1408, No.1385, No.1386, No.1387, No.1388, No.1382, No.1383, No.1384, No.1389, No.1390, No.1391, No.1392, No.1668, No.1669, No.1670, No.1731, No.353, No.826)
- 4 認定の有効期間  
令和4年5月13日 より5年間

備考

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第2号

令和4年5月10日

出光興産株式会社北海道製油所  
所長 山岸 孝司 殿

苫小牧労働基準監督署長



開放検査周期（8年）認定通知書

令和4年4月25日付けで開放検査周期（8年）認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定したので通知する。

記

- 1 事業場名  
出光興産株式会社北海道製油所
- 2 所在地  
苫小牧市真砂町 25 番地の 1
- 3 認定したボイラー等  
ボイラー 9 基 (No.519, No.520, No.891, No.1012, No.1013, No.1116, No.1003, No.1004, No.1111)  
第一種圧力容器 76 基 (No.1657, No.1658, No.1031, No.1032, No.1033, No.1454, No.325, No.326, No.924, No.926, No.928, No.327, No.329, No.935, No.331, No.328, No.1716, No.1717, No.1718, No.1393, No.1394, No.1396, No.1397, No.1398, No.1401, No.1402, No.1403, No.1404, No.1405, No.1421, No.1447, No.1448, No.1730, No.1360, No.1361, No.1362, No.1363, No.1364, No.1365, No.1366, No.1367, No.1368, No.1369, No.1370, No.1371, No.1372, No.1373, No.1374, No.1375, No.1376, No.1377, No.1378, No.1379, No.1590, No.1591, No.1592, No.1593, No.1659, No.1406, No.1407, No.1408, No.1385, No.1386, No.1387, No.1388, No.1382, No.1383, No.1384, No.1389, No.1390, No.1391, No.1392, No.1668, No.1669, No.1670, No.1731)
- 4 認定の有効期間  
令和4年5月13日 より5年間

備考

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)